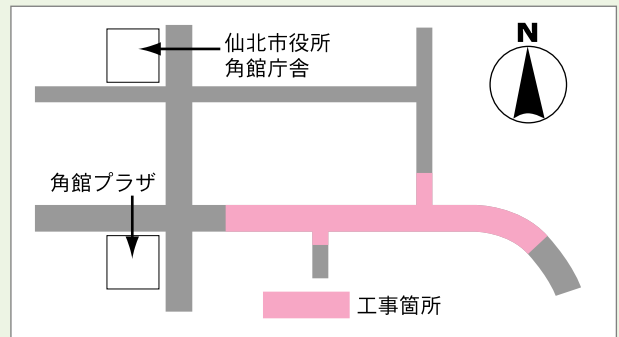


都市計画街路工事の内容と 道路規制のお願い

- 工事名 SB62-10地方街路交付金工事
- 工期 平成19年6月18日～11月30日
- 工事箇所 仙北市角館町横町地内
- 発注者 仙北地域振興局
- 受注者 角館建設工業(株)



本工事は、都市計画街路横町線及び大町通線の街路工事として発注され、今回は車道の拡幅工事を行います。両側の流雪溝の施工を行い現況の舗装を剥ぎ取り、道路を掘り下げ、新たに道路を構築し舗装工事をいたします。

現況道路には、皆さんが利用している皆さんの生活に密着した市上下水道やNTT光ケーブルが埋設されているため、掘削時には現在利用されている下水汚水樹の付け替え工事や上水の切り回し等を行いながらの施工となり、調整の難しい工事となっております。一時的に砂利道となりますが、早期に舗装をして対応しますのでよろしくお願いいたします。

工事期間は交通整理員を配置し、歩行者通路を確保した上で午前8時半から午後5時まで片側交互通行の道路規制での施工を行うこととなります。

お盆期間(8月11日～19日)・お祭り期間(9月7日～9日)・秋田わか杉国体期間(9月30日～10月9日)は工事休止となっておりますので、安全に配慮し現場を開放いたします。皆さまにご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

介護保険事務所からのお知らせ

介護保険のサービスを利用する時は まず「申請」をして要介護認定を受けましょう

申請から要介護認定まで

○申請できる方

- ・第1号被保険者(65歳以上の方)
- ・第2号被保険者(40歳以上65歳未満で、介護が必要になった原因が、がん末期や脳梗塞など16種類の特定疾病と診断された方)

○申請の仕方

- ・申請書に被保険者証(第2号被保険者は医療保険の被保険者証)を添えて市役所の介護保険担当課や地域包括支援センター、介護保険事務所に申請します。申請書は各窓口で入手できます。
- ・申請は本人や家族のほか指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センターに代行してもらうこともできます。

○要介護認定

- ・認定調査(心身の状態や日常生活能力などについての調査)の結果と主治医意見書をもとに保健、医療、福祉の専門家が審査します。
- ・認定結果は「非該当」「要支援1、2」「要介護1～5」に分かれます。なお、認定の有効期間は最長で24ヶ月です。(新規申請の方は6ヶ月です)
- ・認定は、原則として、申請から30日以内に行われます。ただし、特別な理由で認定が遅れる場合は、遅れる理由といつごろ認定される予定かを通知します。

問い合わせ先 介護保険事務所 認定審査班 TEL0187-86-3912

仙北市福祉事務所 長寿子育て課 長寿いきがい係 TEL43-2281